

令和8年竹田市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和8年4月6日(月) 午後3時30分～午後4時25分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 10名

1番 山本昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 5番 秦 志喜男  
6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子  
10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀

4. 欠席委員 3名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤哲也 事務局次長：馬場勇二 主幹兼係長：伊藤慎弥 専門員：佐藤俊郎  
農政課係長：牛尾公一 農政課主査：工藤大夢

6. 議事

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 28件

議案第18号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 1件

議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について(大分県農業農村振興公社へ所有権移転) 1件

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について(大分県農業農村振興公社から所有権移転) 2件

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第23号 非農地証明について 2件

議案第24号 令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について 1件

副会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は10人で定足数に達しています。

(15時30分)

議長

只今から、令和8年竹田市農業委員会第4回総会を開会いたします。本日の議事日程は、タブレットに配信しております日程表により運営いたしますのでご了承願います。それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は8番 上野一男委員、9番 本郷敦子委員の両名を指名いたします。

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

#### 事務局

報告第8号について報告します。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が4件ありましたので報告します。続いて報告第9号について報告をします。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が7件ありましたので報告します。続いて、報告第10号は追加の報告になります。本日タブレットに配信しております第4回総会追加議案書の2ページ目をご覧ください。利用状況調査に基づく非農地の認定について3月総会で報告した48件に加え19件の追加を報告いたします。

#### 議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

#### 議長

ないようですので、これで報告事項を終了いたします。

#### 議長

次に議案の上程を行います。

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 28件

議案第18号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 1件

議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について（大分県農業農村公社へ所有権移転） 1件

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について（大分県農業農村公社から所有権移転） 2件

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第23号 非農地証明について 2件

議案第24号 令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について 1件

以上43案件を本日の議案として提案いたします。

#### 議長

議案第17号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 工藤主査

議案第17号は農地中間管理事業により土地所有者である貸出人から大分県農業農村振興公社を介し、借り受け人へ権利の設定を行うものです。

貸付調書1ページ、1番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇へ、8ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書2ページ、2番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇へ、1年8ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書3ページ、3番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書4ページ、4番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書5ページ、5番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」

貸付調書6ページ、6番の案件は、4人の貸出人から〇〇〇〇へ、9年8ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書7ページ、7番の案件は、〇〇〇〇へ、8年3ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書8ページ、8番の案件は、〇〇〇〇へ、8年3ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書9ページ、9番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、8年3ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書10ページ、10番の案件は、2人の貸出人から〇〇〇〇へ、8年3ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書は11ページ、11番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、8年3ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書12ページ、12番の案件は〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年8ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書13ページ、13番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書14ページ、14番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書15ページ、15番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年8ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書16ページ、16番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書17ページ、17番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年8ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書18ページ、18番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇へ、1年8ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書19ページ、19番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇へ、8ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書20ページ、20番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、9年8ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書21ページ、21番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書22ページ、22番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書23ページ、23番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書24ページ、24番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書25ページ、25番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書26ページ、26番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書27ページ、27番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書28ページ、28番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。以上です。

議長

只今、議案第17号について担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第17号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第17号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

議案第18号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市久住町大字白丹字用作〇〇〇〇 田1筆 面積2,424平方メートルを植林した農地です。農振農用地区分から除外し、その後、転用許可の手続きを予定しています。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

この変更は、周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第18号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

3番 猪九州男委員

植林して10年程度経つのでは。

10番 島村宏司委員

13年経っている。

11番 工藤昭秀委員

現地を見た感じでは胸高10センチメートルあったので10年は経っているように拝見した。

10番 島村宏司委員

これが通れば水が通っているが、水利料を払わないと言い出しかねない。農地から除外すると水利費を払わないと言いだすのではと言い出してきた。私も返答は困るから、後は農政課をお願いします。

2番 改木謙士委員

地図の上側、こ川があり上流に堰がある。そこから水を取っている。山際に水路が通っている。そこは、家の

裏を人を通さなかったりいろいろある。

11番 工藤明秀委員

農振を除外する事例、他にも多分にある。これは、個人から申請を申し出たので、どうこうというのは難しい。ただ、現地を見ると島村委員が困ることは、私も承知なんですけども、この農振除外とは別個の問題で、その問題は、地元で話をしていただかないと難しいのかなと思います。

5番 秦志喜男委員

農振から除外すれば水利費を払わないと言いかねない。

3番 猪九州男委員

除外すれば水利費は払わなくてよい。

11番 工藤明秀委員

あくまでも水引きがあるので、隣接するこの方が通さないというのは無理な話だと思う。

5番 秦志喜男委員

水路の受益地から除外することになると、水利組合が存在すると思うが、除外する時は、決済金が発生するのでは。簡単に除外することになると決済金は発生しないのか。

土地改良区では、土地改良法で設置された組織・団体においては、除外することになれば決済金を払って除外することが原則となる。水利施設を維持管理するためにもそういったことがあります。

3番 猪九州男委員

基盤整備を行っているのか。

農政課

過去に基盤整備を行っている。

11番 工藤明秀委員

秦委員が言われた問題について、農政課から参考になるような、対応策として。

5番 秦志喜男委員

除外することに対して、農業委員会としては問題ないかと思いますが。農地を持っている方が、除外をするとなれば、水利組合の権利関係もありますから、決済金というものが発生するのではないかなと思いましたので、簡単に外せるのかなと思ったので。

11番 工藤明秀委員

それは、経過年数は関係しないのですか。

農政課

補助金適化法に該当し、8年経過後には地目変更が可能になる。

3番 猪九州男委員

基盤整備で水路も全て作っている。水利費も面積で算出している。

5番 秦志喜男委員

決済金自体は基盤整備していようがしていまいが発生するもの。

農政課

秦委員ご指摘の水利組合の水利費の決済金については、申請者に確認して話をしておきます。

農振の除外の申請自体は、農振法の適合性の確認をしていますので手続き自体は問題ない。委員指摘の決済金については、お金の問題ですので、お声かけしたいと思います。

事務局

先ほどお尋ねのあった決済金の件につきましては、来月の総会で農政課から報告をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

7番 坂本大蔵委員

農振除外しても、農地であることに変わりはない。今の話に加えて、半年後に4条申請が当然出てくる、農地転用として出るので、その時に、農地から山林に変わると思う。その時に権利金はどうなるのか今のうちから調べておくのがいいかと思えます。半年後に出るので本人から、これは所有権移転でないのでしょうか。今後4条で上がってくるので、半年後どうなるの含めてそこまで調べておいた方がいいと思えます。

議長

水利権等については、そういう運びでいきたいと思えます。他にありませんか。

他にご意見がないようですので質疑を終結いたします。議案第18号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第18号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課は退席してください。ありがとうございました。

議長

再開いたします。議案第19号大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第19号の案件は、所有者が経営規模の縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、大分県農業農村振興公社へ所有権を移転するものです。

議長

只今、議案第19号について事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第19号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第19号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第20号大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の1番の案件は、公益社団法人大分県農業農村振興公社から 認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字塚ノ前〇〇〇〇 外1筆 畑2筆 合計面積 2,991平方メートルを農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権移転をするものです。譲受人の経営規模は、7,124平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第20号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は管理機1台、動力噴霧機1台を所有しており、野菜中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の2番の案件は、公益社団法人分県農業農村振興公社から認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町北原字北原〇〇〇〇 畑1筆 合計面積2,991平方メートルを農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権移転をすするものです。譲受人の経営規模は、40,242平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第20号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具はトラクター4台、トラック2台、ブームスプレーヤー1台、動力噴霧機1台他を所有しており、稲作、野菜中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第20号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第20号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号 分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農用地利用集積計画については、これを承認することに決定ます。

議長

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字志土知草ケ代〇〇〇〇 外3筆 田4筆 合計面積2,967平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は424平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員が欠席ですので事務局に調査報告をお願いします。

事務局

議案第21号の1番の調査報告書を預かっていますので報告いたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター4台、コンバイン3台、田植機3台、管理機1台を営農組合より借り受けています。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町南河内字仲村〇〇〇 畑1筆 面積2,005平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13,052平方メートルです。なお、当該農地には農業用倉庫が建っていますが2a未満の農業用施設の届け出を提出済みです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第21号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台、他1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要

件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町柏原字柏原〇〇〇〇 田1筆 面積3,800平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は14,136平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第21番の3号の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字有氏前〇〇〇〇 外7筆 田6筆 畑2筆 合計面積11,417平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13,244平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第21号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字添ヶ津留字鴨獅子〇〇〇〇 外1筆 田2筆 合計面積2,399平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13,463平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第21号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台、耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字老野〇〇〇〇 田1筆 面積2,850平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は12,443平方メートルです。

議長

6番の調査は私が行いましたので報告します。

11番 工藤明秀委員

議案第21号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、草刈機2台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第21号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第21号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号1番の案件は、申請地 竹田市大字神原字上中原〇〇〇〇 面積2,790平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は獣害等により農地としての管理が難しく、植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で、転用行為は許可日から令和8年5月30日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

3月26日に中村次長、伊藤係長、山本委員と私の4名で現地確認を行いました。現地確認は、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号2番の案件は、申請地 竹田市大字小塚字近戸〇〇〇〇 面積1,209平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は、資材置場用地です。申請者は、転用許可が必要だということを知らずに、平成24年頃から用途変更を行いました。始末書が添付されています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれはありません。申請者は、転用許可が必要だということを知らずに用途変更をしてしまい、悪意はなく反省していることから、原状回復を求めることなく原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第22号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第22号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第23号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

議長

1番の案件について、事務局に説明求めます。

事務局

議案第23号1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字門田字古城〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積119平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成14年に相続しましたが、その時点で山林化しており、現在に至っています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、斜面に木が植わっており現況は山林になっています。

現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第23号2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字米納字油瀬〇〇〇〇 外1筆 登記地目 田2筆 合計面積183平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成11年に相続しましたが、昭和56年頃に前所有者が建てた建物があり現在に至っています。

議長

2番の調査は私が行いましたので報告します。

11番 工藤明秀委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第23号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第23号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長 全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第23号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第24号 令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は、農業委員会等に関する法律第37条 情報の公表の規定による公表資料について審議いただくものです。議案書3ページは令和8年4月1日現在の農業委員会の体制や、農家・農地等の概要、4ページ以降は最適化活動の目標について記載しています。4ページ1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積の①に現状及び課題を、②に令和8年度の目標を記載しております。今年度の新規集積目標面積は100ヘクター

ルで今年度末の集積目標面積は3, 278ヘクタールと設定しています。

続きまして(2)遊休農地の解消についてです。①の現状及び課題につきましては記載のとおりです。②の目標についてア 既存の遊休農地の解消は令和3年度に設定済みの目標値です。イ 新規発生遊休農地の解消については前年度に新規発生した遊休農地の面積を指標にすることとなっており、令和7年度遊休農地調査の結果を踏まえ、解消目標面積を10ヘクタールと設定しています。

続きまして5ページ(3)新規参入の促進について、①現状及び課題には過去3カ年の新規参入状況を記載しております。②目標につきましては、令和8年度の新規参入者への貸付け等による農地の目標面積を9.2ヘクタールと設定し、必要に応じて関係機関と連携しながら就農相談を行っていくこととしています。

続きまして2最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2)活動強化月間の設定目標、(3)新規参入相談会への参加目標について記載しております。今後は、令和7年3月に策定した地域計画を中心に展開していく必要があることから、目標地図の見直し等を進めていくための情報収集活動を令和8年度の強化月間中に取り組むこととしています。

なお、現在、令和7年度の集約面積等は精査中でまだ確定していないことから、今回は暫定版として作成しております。情報公開にあたっては、精査後に修正した数値を予定していますのでご了承ください。以上、令和8年度最適化活動の目標の設定等について審議をお願いします。

議長

　　今、議案第24号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

　　ないようですので質疑を終結いたします。議案第24号 令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

　　全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第24号は、これを承認することに決定します。これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和8年竹田市農業委員会 第4回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(16時25分)